

(2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法案要綱

〔平成20. 1. 25 閣議決定〕

第一 総則

一 趣旨

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため、必要な事項を定めるものとする。 (第1条関係)

第二 法人の事業税の税率の特例

平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすること。 (第2条関係)

一 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.5（現行100分の3.8）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.2（現行100分の5.5）
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の2.9（現行100分の7.2）

二 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7（現行100分の5）
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4（現行100分の7.3）
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の5.3（現行100分の9.6）

三 特別法人の所得割の標準税率

所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.7（現行100分の5）
------------------	--------------------

所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の3.6（現行100分の6.6）
-------------------------	----------------------

四 収入金額課税法人の収入割の標準税率

収入金額	100分の0.7（現行100分の1.3）
------	----------------------

第三 地方法人特別税の創設

一 総則

1 定義

地方法人特別税について、次のとおり用語の定義を定めること。（第3条関係）

(一) 基準法人所得割額とは、地方税法の規定（課税免除及び不均一課税、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除、租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除並びに法人の事業税の減免に関する規定を除き、税率については、標準税率によるものとする。(二)において同じ。)によって計算した所得割額をいう。

(二) 基準法人収入割額とは、地方税法の規定によって計算した収入割額をいう。

2 納税義務者

法人は、地方法人特別税を納める義務があるものとする。（第5条関係）

3 課税の対象

法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額には、国が地方法人特別税を課すること。（第6条関係）

二 課税標準

地方法人特別税の課税標準は、基準法人所得割額又は基準法人収入割額とすること。（第8条関係）

三 税額の計算

地方法人特別税の額は、次に掲げる法人の区分に応じ、次に定める金額とすること。（第9条関係）

- (一) 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人 基準法人所得割額に100分の148の税率を乗じて得た金額
- (二) 所得割額によって法人の事業税を課される法人 ((一)に掲げる法人を除く。) 基準法人所得割額に100分の81の税率を乗じて得た金額
- (三) 収入割額によって法人の事業税を課される法人 基準法人収入割額に100分の81の税率を乗じて得た金額

四 申告及び納付等

1 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収の例により、当該都道府県の法人の事業税の賦課徴収と併せて行うものとする。 (第10条関係)

2 申告等

- (一) 地方法人特別税の申告は、当該都道府県の法人の事業税の申告の例により、当該都道府県の法人の事業税の申告と併せて、当該都道府県知事に提出しなければならないものとする。 (第11条関係)
- (二) 地方法人特別税の納税義務者は、地方法人特別税を当該都道府県の法人の事業税の納付の例により、当該都道府県の法人の事業税の納付と併せて当該都道府県に納付しなければならないものとする。 (第12条関係)
- (三) 都道府県は、地方法人特別税の納付があった場合においては、当該納付があった月の翌々月の末日までに、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。 (第12条関係)

3 還付

都道府県は、地方税法の規定により法人の事業税の所得割又は収入割の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、当該都道府県の法人の事業税の還付の例により、当該法人の事業税の所得割又は収入割と併せて納付された地方法人特別税の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならないものとする。 (第13条関係)

4 賦課徴収又は申告納付に関する報告等

- (一) 都道府県知事は、総務大臣に対し、地方法人特別税の申告の件数、地方法人特別税額、地方法人特別税に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。こと。（第20条関係）
- (二) 総務大臣は、必要があると認める場合には、都道府県知事に対し、当該都道府県に係る地方法人特別税の賦課徴収又は申告納付に関する事項の報告を求めることができる。こと。（第20条関係）
- (三) 総務大臣が都道府県知事に対し、地方法人特別税及び法人の事業税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを求めた場合には、都道府県知事は、関係書類を総務大臣又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。こと。（第20条関係）

第四 地方法人特別譲与税の創設

一 地方法人特別譲与税

地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額に相当する額とし、都道府県に対して譲与するものとする。こと。（第32条関係）

二 各都道府県に対する譲与額

毎年度、各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、地方法人特別譲与税基本額の2分の1に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び地方法人特別譲与税基本額の2分の1に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加えた額）とする。こと。（第33条関係）

三 譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額

- 1 地方法人特別譲与税は、毎年度、5月、8月、11月及び2月に、それぞれ、5月にあつては2月から4月までの間に収納した地方法人特別税の収入額に相当する額、8月にあつては5月から7月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、11月にあつては8月から10月までの間に収納した同税の収入額に相当する額、2月にあつては11月から1月までの間に収納した同税の収入額に相当する額を譲与するものとする。こと。（第34条関係）

係)

- 2 各譲与時期ごとに各都道府県に対して譲与する地方法人特別譲与税の額は、各譲与時期ごとに譲与すべき額から財源超過団体調整額の4分の1に相当する額を控除した額（以下「各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額」という。）の2分の1に相当する額を各都道府県の人口であん分した額及び各譲与時期ごとの地方法人特別譲与税基本額の2分の1に相当する額を各都道府県の従業者数であん分した額の合算額（財源超過額調整団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額の4分の1に相当する額を加えた額）とすること。（第34条関係）

四 使途

国は、地方法人特別譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。（第37条関係）

第五 その他

一 施行期日

この法律は、平成20年10月1日から施行すること。

二 その他所要の経過措置を規定するものとする。

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

2. 政令要綱

- (1) 地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令要綱

〔平成20. 4. 30 閣議決定〕

第一 地方税法施行令に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 外国法人の恒久的施設とされる代理人等の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこと。（第7条の3の5関係）
- 2 平成21年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る寄附金税制について、次のとおり定めること。
 - (一) 寄附金税額控除額の控除の対象となる共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金の範囲を定めること。（第7条の17、第48条の9関係）
 - (二) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置の適用を受ける財産の贈与について寄附金税額控除の適用がある場合には、寄附金税額控除の対象となる寄附金の額から当該非課税措置の適用を受ける財産の贈与に係る譲渡所得等の金額に相当する額を除くものとする。（第7条の18、第48条の9、附則第4条の5関係）
- 3 国外関連者との取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税及び市町村民税の徴収猶予の申請手続等について定めること。（第9条の9の8、第9条の9の9、第48条の15の3、第48条の15の4関係）
- 4 公的年金からの特別徴収制度について、次のとおり定めること。
 - (一) 特別徴収の対象となる老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付並びに特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難と認められる者について定めること。（第48条の9の11関係）
 - (二) 同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二以上ある

ときにおける、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額を徴収させるべき一の老齢等年金給付について定めること。（第48条の9の12関係）

(三) 市町村と年金保険者の間の通知について、当該通知を経由する者について定めること。（第48条の9の13関係）

(四) 年金保険者が地方公務員共済組合である場合における公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に係る納入の特例について定めること。（第48条の9の14関係）

5 上場株式等に係る譲渡所得及び配当所得に係る軽減税率並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算について、次のとおり定めること。

(一) 源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例について、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額の計算方法等を定めること。（附則第18条の4の2関係）

(二) 上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算の特例について、損益通算の対象となる上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算及び控除の方法その他この特例の適用に関し必要な事項を定めること。（附則第18条の5関係）

(三) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算について、株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額の控除の方法等その細目を定めること。（改正令附則第3条、改正令附則第5条関係）

6 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置を廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこと。（附則第18条の6関係）

二 事業税

1 事業税の課税標準の算定上、社会保険診療の所得計算の特例措置が講じられる中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等の範囲を定めること。（第21条の8関係）

- 2 国外関連者との取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請手続等について定めること。（第32条の4、第32条の5関係）
- 3 ガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法に規定する託送供給を受けて同法に規定する大口供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、当該大口供給に係る収入金額から控除する金額を、当該大口供給を行う法人が同法に規定する託送料金として他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する金額とすること。（附則第6条の2第5項関係）

三 不動産取得税

- 1 特別養護老人ホームの用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる者に医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会を追加すること。（第36条の9関係）
- 2 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その対象となる者から民法第34条の社団法人で農業の振興を目的とするものを除外すること。（第38条）
- 3 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めると。（附則第6条の16関係）
- 4 鉄道事業者が取得する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する一定の不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定めると。（附則第6条の16関係）
- 5 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その

対象となる者から民法第34条の社団法人で農業の振興を目的とするものを除外すること。（附則第7条関係）

6 一定の医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる施設の細目を定めること。（附則第7条関係）

7 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定中心市街地又は都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域若しくは都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅以外の一定の用途に限る。）に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第7条関係）

8 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる家屋の細目を定めること。（附則第7条関係）

9 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めること。（附則第7条関係）

10 現行の民法第34条の法人が取得した場合に非課税措置が講じられている不動産について、以下の措置を講ずること。

(一) 対象となる者を公益社団法人又は公益財団法人に改めること。（第36条の8、第36条の9、第36条の10関係）

(二) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなすこと。（附則第24条関係）

11 独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、独立行政法人森林総合研究所が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産の細目を定める等所要の措置を講ずること。（第37条の9の11、第37条の12、附則第6条の16関係）

四 固定資産税及び都市計画税

- 1 現行の民法第34条法人が設置する施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、次のとおり措置を講ずること。
 - (一) 対象となる者を公益社団法人又は公益財団法人に改めること。（第49条の12、第49条の13、第49条の15関係）
 - (二) 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなすこと。（附則第24条関係）
 - (三) 平成21年度から平成25年度までの間、一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で移行の日の前日において非課税とされていたものも対象に含めること。（附則第24条関係）
- 2 特別養護老人ホームの用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる者に医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会を追加すること。（第49条の13関係）
- 3 独立行政法人緑資源機構の解散に伴い独立行政法人森林総合研究所が承継する業務の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる資産の細目を定めること。（附則第10条の3関係）
- 4 公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の細目並びに対象となる土地及び家屋の細目を定めること。（附則第11条関係）
- 5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の細目及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めること。（附則第12条関係）
- 6 既存の住宅又は区分所有に係る家屋の専有部分において熱損失防止改修

工事が行われた場合の当該住宅等に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅等の細目、対象となる改修工事の費用の下限及び減額対象となる固定資産税額の算定方法の細目を定めること。（附則第12条関係）

7 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象となる地域及び家屋の細目を定めること。（附則第12条の2関係）

8 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域及び償却資産の細目を定めること。（附則第12条の2関係）

9 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象となる地域及び家屋の細目を定めること。（附則第12条の2関係）

10 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる地域及び償却資産の細目を定めること。（附則第12条の2関係）

五 軽油引取税

農業用機械の動力源に供する軽油に対する軽油引取税の課税免除措置の対象に、一定の委託を受けて農作業を行う者を加えること。（第56条の3の3関係）

六 事業所税

1 一定の公益法人等が学生又は生徒のために行う事業に対する非課税措置について、対象を学校法人（私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人を含む。）が行うものに限定すること。（第56条の22関係）

- 2 公害の防止又は資源の有効な利用のための施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設を除外すること。（第56条の53関係）
- 3 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外すること。（第56条の54関係）
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外すること。（附則第16条の2の8関係）

七 国民健康保険税

課税限度額について、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額について47万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について12万円とすること。
（第56条の88の2関係）

八 その他

- 1 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことの証明事項については、その交付の請求の日の3年前の日の属する会計年度以後に係るものとする。こと。（第6条の21関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

特例社団法人又は特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。（第1条の4関係）

第三 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の五の改正は平成20年6月1日から、第一の一の2及び4の改正は平成21年4月1日から、第一の一の5の(一)及び(二)の改正は平成22年1月1日から、第一の一の5の(三)の改正は平成22年4月1日から、第一の三の9及び10、四の1及び4並びに第二の改正は一般社団及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成20年12月1日）から、第一の三の4の改正は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の8の改正は観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日から、第一の四の5の改正は長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から、その他の改正は公布の日から施行すること。

(2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令要綱

〔平成20.4.30 閣議決定〕

一 地方法人特別税

- 1 地方法人特別税及び法人の事業税の納付があった場合において地方法人特別税及び法人の事業税として納付があったものとされる額の計算方法を定めること。（第1条関係）
- 2 都道府県は、地方法人特別税の払込みを行う場合には、地方法人特別税の納付額その他必要な事項を国に通知すること。（第2条関係）
- 3 都道府県が、国に払い込む地方法人特別税額から控除した還付金等を再度国への払込額に加算する場合として、時効の完成その他の事由により還付金等の支払を要しなくなった場合を定めるとともに、当該加算する額は当該事由により支払を要しなくなった額とすること。（第3条関係）
- 4 地方法人特別税に係る延滞金等の額及び地方法人特別税に係る還付加算金の額の計算方法を定めること。（第4条関係）
- 5 委託納付をするのに適することとなった時を、地方税等の法定納期限と還付金等が生じた時とのいずれか遅い時とすること。（第6条関係）
- 6 都道府県が国に対して報告する事項を前年度の地方法人特別税の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき地方法人特別税額等とすること。（第7条関係）

二 その他

- 1 この政令は、平成20年10月1日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

(参考)

1. 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案要綱

〔平成 20. 3 .31 衆議院財務金融委員会〕

一 趣旨（第 1 条関係）

この法律は、平成 20 年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成 20 年 4 月 1 日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年 3 月 31 日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年 5 月 31 日まで延長する措置を講ずるため、租税特別措置法の一部改正について定めるものとする。

二 租税特別措置の一部の期限の暫定的な延長（第 2 条関係）

租税特別措置法における平成 20 年 3 月 31 日に期限の到来する租税特別措置のうち次に掲げるものの期限を、暫定的に同年 5 月 31 日まで延長すること。

1 所得税・法人税関係

- (1) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税（租税特別措置法第 7 条及び第 67 条の 11 第 1 項関係）
- (2) 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例（租税特別措置法第 42 条の 2 第 1 項及び第 67 条の 16 第 5 項関係）

2 登録免許税関係

土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減等（租税特別措置法第 72 条第 1 項、第 75 条、第 76 条第 1 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 80 条第 1 項、第 80 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 81 条第 10 項、第 82 条、第 82 条の 2 第 1 項並びに第 83 条の 3 関係）

3 酒税関係

入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 5 第 1 項関係）

4 たばこ税関係

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例（租税特別措置法第 88 条の 2 第 1 項関係）

5 揮発油税・地方道路税関係

特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税（租税特別措置法第 89 条の 4 第 1 項関係）

6 石油石炭税関係

特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税（租税特別措置法第 90 条の 4 第 1 項関係）

三 施行期日等

1 施行期日（附則第 1 条関係）

この法律は、平成 20 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、2 については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること。

2 所得税法等の一部を改正する法律の一部改正（附則第 2 条関係）

所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。

2. 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律要綱

〔平成20.3.31 衆議院総務委員会〕

一 趣旨（第1条関係）

この法律は、平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

二 地方税における非課税等特別措置の一部の期限の暫定的な延長（第2条関係）

地方税法における平成20年3月31日に期限の到来する非課税等特別措置のうち自動車取得税の非課税等特別措置の一部の期限を、暫定的に同年5月31日まで延長すること。（地方税法附則第32条第1項、第6項から第8項まで、第11項及び第12項関係）

三 施行期日等

1 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成20年4月1日から施行すること。ただし、2については、地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること。

2 地方税法等の一部を改正する法律の一部改正（附則第2条関係）

地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。